

民生児童委員協議会活動推進費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学区民生児童委員協議会（以下「民児協」という。）が一層の活性化を図り地域福祉を推進するため、地域の特性に応じた民生委員・児童委員活動を実施できるよう「民生児童委員協議会活動推進費」（以下「民児協活動推進費」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 次のいずれかの要件を満たしている学区単位民児協（活動推進モデル民児協）で特に地域の特性を活かした重点事業に要する経費とする。

- (1) 民児協の基本的活動（月1回の定例民児協の開催、活動記録の全委員からの提出、委員の役割分担の具体化）ができていること。
- (2) 各種団体との連携が保たれていること。
- (3) その他民児協活動に積極的に現在取り組んでいるか又は取り組もうとしていること。

(補助金の額)

第3条 民児協活動推進費の額については、本市の定める予算の範囲内とし、各区の予算配分額及び1民児協当たりの金額については、次の各号のとおりとする。

- (1) 民児協活動推進費の区ごとの予算額は、市長が決定するものとする。
- (2) 民児協活動推進費は1民児協当たり年額最高100,000円を限度として交付する。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、民生児童委員協議会活動推進費交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、事業開始までに、行わなければならない。

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(交付方法)

第6条 民児協活動推進費の請求及び受領については、区内の全民児協によって構成されている区民生児童委員会の会長（伏見区は、伏見区本所・支所管内ごとの全民児協によって構成される伏見区民生児童委員会のブロックの会長）に委任できるものとする。申請する民児協の会長は、委任状（第2号様式）を区民生児童委員会の会長（伏見区は、ブロックの会長）に提出しなければならない。

(概算払)

第7条 条例第21条第2項の規定により、この要綱に定める補助金については概算払の方法により交付をすることができるものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定する実績報告は、民生児童委員協議会活動推進費実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 民生児童委員協議会活動推進費事業内容報告書(第4号様式)
- (2) 民生児童委員協議会活動推進費収支内訳書(第5号様式)
- (3) 事業の参考となる資料
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の民生児童委員協議会活動推進費交付要綱(以下「旧民生児童委員協議会活動推進費交付要綱」という。)に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧民生児童委員協議会活動推進費交付要綱による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。